
指導コーチ規則

体育の家庭教師
わくわくスポーツランド

指導コーチ規則

(前文)

この指導コーチ規則（以下「規則」という）は、わくわくスポーツランド（以下「会社」という）と指導コーチ（以下「コーチ」という）が相互信頼のうえにたち、コーチの福祉の向上と社業の発展を目的として制定されたものであって、会社とコーチは、それぞれの担当する経営、職務について責任を持って積極的に、かつ誠実にその義務を遂行することにより、この目的を達成しなければならない。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、会社のコーチの労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規則は、第2章の定めにより採用されたすべてのコーチに適用する。
ただし、会社役員の職務にある者は適用除外とする。

(規則遵守の義務)

第3条 会社及びコーチは、この規則を遵守し、相互に協力して業務の運営に当たらねばならない。

(秘密保持)

第4条 コーチは、会社の業務ならびにコーチの身上に関し、その職務上知り得た事項については、在職中はもちろん退職後と言えども、みだりに公表してはならない。

第2章 人 事

第1節 採 用

(採 用)

第5条 会社は、就業希望者の中から所定の選考によってコーチを採用する。

(志願者の提出書類)

第6条 就職を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

1. 履歴書

2. 最近の写真
3. 免許その他資格証明書（必要な場合）

（採用後の提出書類）

第7条 コーチは、採用の日から1週間以内に、次の書類を提出しなければならない。

1. 身元保証書（会社が適当と認めた本人、身元保証人連署のもの）
2. 資格証明書（必要な場合）
3. その他会社の指定するもの

（身分上の変更届出）

第8条 コーチは、住所氏名その他身分上に変更があった場合又は身元保証人の転居、死亡その他保証に関係ある身分上の変更を生じた場合は速やかに届出なければならない。

（試用期間）

第9条 採用した者については、採用の日から3ヶ月を試用期間とする。試用期間においても所定の賃金は支給する。

- ② 試用期間は勤務成績および業務遂行能力を勘案し短縮する場合がある。
- ③ 試用期間中又は試用期間満了の際、引き続きコーチとして勤務させることが不相当と認められるものについては、採用は行わない。

第2節 解 雇

（普通解雇）

第10条 コーチが次のいずれかに該当するときは、解雇することができる。

1. 勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込がないとき
2. 就業状況が著しく不良で、改善の見込がなく、コーチとしての職責を果たし得ないと認められたとき
3. 試用期間中又は試用期間終了時までコーチとして不適格であると認められたとき
4. 第24条に定める懲戒解雇の事由に該当する事実があると認められたとき
5. 事業の運営上のやむを得ない事情又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、事業の継続が困難となったとき
6. 事業の運営上のやむを得ない事情又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、事業の縮小・転換又は部門の閉鎖等を行う必要が生じたとき
7. その他前各号に準ずるやむを得ない事情があったとき

第3節 退職

(退職)

第11条 コーチが、次の各号の一に該当するに至ったときは、退職とする。

1. 本人の都合により退職を申し出て会社の承認があったとき、又は退職届申出後、14日を経過したとき
2. 期間を定めて雇用した者の雇用期間が満了したとき
3. 本人が死亡したとき

(退職手続)

第12条 コーチが、自己の都合により退職しようとする場合は、少なくとも1ヶ月前までに退職の申出をしなければならない。

- ② 退職の申出をした者は、会社の承認があるまでは従前の業務に服さなければならない。
- ③ 退職の申出をした者は、退職日までに必要な引継ぎを全て完了しなければならない。

第4節 返還その他

(金品の返還その他)

第13条 会社は、コーチが退職したときは、権利者の請求があつてから7日以内にその者の権利に属する金品を返還する。

(コーチの返還すべきもの)

第14条 コーチは、退職しようとするとき（懲戒解雇又は解雇されたときを含む。以下同じ。）は、次の物は遅延なく返納し、その他会社に対する債務を清算しなければならない。

1. 会社が貸与した作業用具その他
2. 会社の交付した証明書、名刺その他

第3章 服務規律

(服務の基本原則)

第15条 コーチは、職務上の責任を自覚し、誠実に職務を遂行するとともに、会社の指示命令に従い、職場の秩序の維持に努めなければならない。

(服務心得)

第16条 コーチは、次の事項を守らなければならない。

1. 勤務中は職務に専念し、みだりに勤務の場所を離れないこと

2. 許可なく職務以外の目的で会社の施設、物品等を使用しないこと
3. 会社の金品を私用に供し、他より不当に金品を借用し、又は、職務に関連して自己の利益を図り、もしくは、贈与を受けるなど不正な行為を行わないこと
4. 酒気をおびて就業するなど、コーチとしてふさわしくない行為を行わないこと
5. 会社、顧客等の機密事項を漏らさないこと（退職後においても同様である。）
6. その他会社の内外を問わず、会社の名誉又は信用を傷つける行為を行わないこと

（セクシュアルハラスメントの禁止）

第17条 相手方の望まない性的言動により、顧客または他のコーチに不利益を与えたり、就業環境を害すると判断される行為等を行ってはならない。

（遅刻）

第18条 コーチは、遅刻することが明らかな場合、速やかに会社へ申し出なければならない。但し、やむを得ない事由によりその余裕のない場合は、事後速やかに申出ること。

（面会）

第19条 コーチは、勤務時間中に私用者と面会してはならない。但し、緊急やむを得ない事由により会社の許可を受け面会する場合はこの限りでない。

第4章 表彰・制裁

（表彰）

第20条 コーチが、次の各号の一に該当する場合には、その都度審査のうえ表彰する。

1. 技術優秀、業務熱心でほかの者の模範と認められる場合
2. 災害を未然に防止し、又は災害の際、特に功労のあった場合
3. 業務上、有益な発明、改良又は工夫、考案のあった場合
4. 前各号に準ずる程度に善行又は功労があると認められる場合

（表彰の方法）

第21条 表彰は、次の各号の1つ又は2つ以上併せて行う。

1. 賞状授与
2. 賞品授与
3. 賞金授与
4. 特別昇給

（制裁の種類、程度）

第22条 制裁は、その情状により次の区分により行う。

1. 訓 戒 物事の理非・善悪を教えさとし戒める。
2. 諭旨解雇 退職の申し出をするよう勧告し、これを行わないときは懲戒解雇とする。
3. 懲戒解雇 予告期間を設けることなく即時解雇する。

(訓 戒)

第23条 次の各号の一に該当する場合は訓戒に処する。

1. 正当な理由なく、遅刻をおこなったとき
2. 過失により、営業上の事故又は災害を発生させ、会社に重大な損害を与えたとき
3. 第3章服務規律に違反した場合であって、その事案が軽微なとき
4. その他前各号に準ずる程度の不都合な行為を行ったとき

(諭 旨 解 雇 、 懲 戒 解 雇)

第24条 次の各号の一に該当する場合は、諭旨解雇又は、懲戒解雇に処する。但し、情状によっては、通常の解雇又は訓戒にとどめることがある。

1. 欠勤をおこなったとき
2. 出勤常ならず改善の見込みのないとき
3. 刑事事件に関し有罪の判決を受けたとき
4. 重要な経歴をいつわり採用されたとき
5. 故意又は重過失により災害又は営業上の事故を発生させ、会社に重大な損害を与えたとき
6. 前条で定める処分を再三にわたって受け、なお改善の見込みがないとき
7. 第3章服務規律に違反した場合であって、その事案が重大なとき
8. その他前各号に準ずる程度の不都合な行為を行ったとき

第5章 安全及び衛生

(遵 守 義 務)

第25条 会社及びコーチは、職場における安全及び衛生の確保に関する法令及び会社諸規則で定められた事項を遵守し、相互に協力して災害の未然防止に努めるものとする。

- ② コーチは、安全及び衛生に関し会社が発する指示命令に従い、また自ら進んで職場の安全及び衛生の確保に努めなければならない。

第6章 雑 則

(火災予防)

第26条 コーチは、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその危険があることを知ったときは、臨機の処置をとり、被害を最小限にとどめるよう努めなければならない。

(損害賠償)

第27条 コーチが、違反行為等により会社に損害を与えた場合、会社は損害を現状に回復させるか、又は回復に必要な費用の全部もしくは一部を賠償させることがある。なお、当該損害賠償の責任は、退職後も免れることはできない。さらに、本人より賠償がなされないときは、身元保証人にその責任を追求することがある。

附 則

1. この規則は、平成20年10月1日から施行する。
2. この規則を改廃する場合には、コーチ代表の意見を聴いて行う。